

新エネルギー等導入促進のためのしくみ-5

⑧グリーン証書・グリーンラベル

再生可能エネルギー電力に対してその証明を行うもので、その環境価値部分を「証書 (certificates)」（またはラベル (label)）として取り引きするしくみです。再生可能エネルギー発電事業者は、電力を電力供給事業者に販売する一方、発電量に応じて発行を受けたグリーン証書を販売することができます。つまり、電力と証書（ラベル）の二つを商品として持つことができるわけです。

再生可能エネルギー電力を販売したい電力供給事業者は、自分で発電するか、直接再生可能エネルギー発電事業者から証書とともに買い取るか、証書を取引市場で購入するしくみです。これによって、再生可能エネルギー発電事業者は割高な発電コストを相殺することができます。前のRPSと組み合わせ、RPSに達するまで再生可能エネルギー電力を調達できない場合は、市場でグリーン証書を購入することで相殺するという制度にも使われます。ただし、日本の「RPS法」では、グリーン証書やオープンな証書の取引市場は設けられていません。

こうした制度とは別に、東京電力などが出資する日本自然エネルギー（株）は、風力や小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギー電力のもつ環境価値を、証書として企業に販売する仕組みを事業化しています。環境対策（省エネルギー・二酸化炭素排出削減実績）として利用したい企業など47団体がこの証書を購入しており（年間4534万kWh分、2004年11月末現在）、コンサートやイベントなどの際に期間限定で利用されることもあります。

⑨グリーン-e (Green-e) 制度

米国で実施されている再生可能エネルギー電力の証明制度。環境団体、消費者代表、業界代表によって設立され、NPO団体 Center for Resource Solutions (CRS) が管理を担当しています。

1997年にカリフォルニア州で、1998年にペンシルバニア州で、電力自由化に伴いこの制度が採用されました。グリーンe制度は任意制度であり、法的義務はありませんが、自社の電力に対して再生可能電力の証明を得たい場合には、同制度の手続きに従い申請書を提出し、また証明費用を支払わなければなりません。

申請はCRSにより審査され、審査が完了して初めて、グリーンeのロゴマークの使用を許され、販売促進に使用することができます。グリーンe電力の条件は、電力の最低50%が再生可能エネルギーから発電されたものであることが必要で、残りの電力もクリーンな方法で発電されていなければなりません。

新エネルギー等導入促進のためのしくみ-6

グリーンe電力購入企業が、環境に対する企業姿勢をアピールするために、グリーンeロゴマークを二次使用することも認められています。トヨタやアウトドア用品のパタゴニアなどが、グリーンeの二次使用を行っているそうです。



⑩環境税

ヨーロッパの多くの国では、「環境税 (エコタックス)」制度を設けています。これは石油税やエネルギー税、あるいは炭素税など、課税対象も名称もさまざまですが、おおむね化石エネルギーや化石エネルギー源からの電力に対して一定の税金を課す制度となっています。

環境税は、環境に負荷を与える排出源に対してそのコスト負担分として課されるという考え方、あるいはコスト的に不利な再生可能エネルギーを推進するために課すという考え方などがあります。

環境税の用途としては一般財源とするほか、環境税導入による消費者の負担を軽減するための減税財源や、労働コストを下げるための財源（社会保険料の引き下げなど）、省エネルギーや再生可能エネルギー推進のための補助金財源とする場合などがあります。

日本でも環境省が「温暖化対策税」という名で導入を検討しています。

新エネルギー等導入促進のためのしくみ④

①エネルギーエージェンシーと市民エスコ

新エネルギーと異なり、省エネルギー機器・システムの場合には、導入コストがかかっても光熱費の節減分でまかなえる場合が多く、そこに目を付けたエスコ（Energy Service Company）事業が展開されています。エスコ会社はクライアントの省エネルギー診断と提案を行い、契約に基づいて設備を導入、クライアントの光熱費節減分からその費用をまかないます。

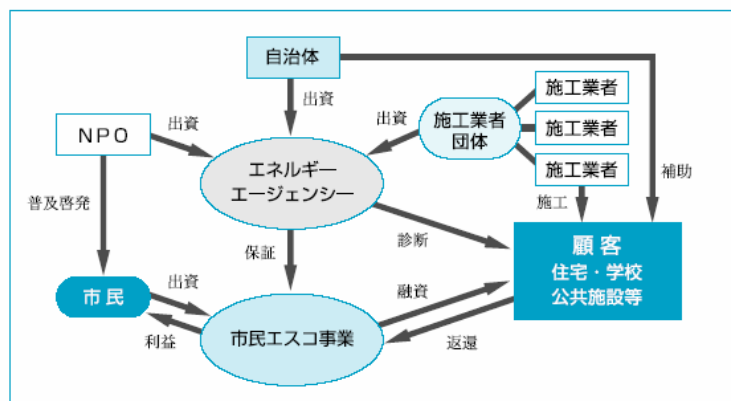
クライアントは設備投資の費用が必要なく、ランニングコストを下げることができます。これらは採算性の関係から、まだ大規模な工場やビルに限られており、中小規模のビル、公共施設での導入例はそれほど多くありません。

ドイツでは同様の事業をコントラクティングと呼んでいます。また各地に「エネルギーエージェントゥア」と呼ばれる半公共的な団体（会社）があり、建物の断熱施工や再生可能エネルギー導入、再生可能エネルギー電力購入などを含むトータルな省エネルギーやエネルギーシステムの改善を提案、その診断・提案に基づいて、地域の事業者が施工を行うといった事業も行われています。

その対象は公共施設や学校、個人住宅にも及んでいます。さらに、その費用を市民が出資する市民共同発電所の省エネルギー版（「市民エスコ事業」）も実施されています。

太陽光などの新エネルギー単独では採算が取れなくても、省エネルギー設備と結びつけることで、採算性を高めコスト回収期間を短縮することも可能になります。

エネルギーエージェンシーと市民エスコ（フライブルク市の場合）



太陽電池の発電単価等

設置費用 (万円/kW)	発電単価 (円/kWh)
100	67.2
90	69.5
80	53.8
70	47.1
60	40.3
50	33.6
40	26.9
30	20.2
20	13.4
10	6.7

	平均設置 価格	太陽電池 価格	付属機器 価格	設置工事 費用
2001年度	69.1	45.4	16.0	7.7
2002年度	72.7	46.8	17.6	8.3

新エネルギー財団ホームページより

主な電気料金（東京電力、2004年10月1日改訂）

契約種類	単価 (円/kWh)	備考
従量電灯 B	14.82	(~120kWh)
	19.66	(120~300kWh)
	21.13	(300kWh超)
電化上手	30.40	(昼間時間夏季)
	25.45	(昼間時間その他季)
	20.40	(朝晩時間)
低圧電力	9.98	(夏季)
	9.07	(その他季)
業務用電力	11.08	(夏季)
	10.07	(その他季)
業務用季節別時間帯別電力	13.90	(ピーク時間)
	13.25	(昼間時間夏季)
	12.30	(昼間時間その他季)
	6.15	(夜間時間)
業務用休日高負荷電力 2 型	12.55	(夏季平日)
	7.65	(夏季休日)
	12.55	(夏季平日)
	7.65	(夏季休日)
高圧電力 A	10.19	(夏季)
	9.26	(その他季)
高圧季節別時間帯別電力 A	13.55	(ピーク時間)
	12.90	(昼間時間夏季)
	11.80	(昼間時間その他季)
	6.15	(夜間時間)